

令和元年（受）第1166号 損害賠償等請求事件
令和3年1月12日 最高裁判所第三小法廷判決

監修：泉 篤志
文責：堀 譲

[判決要旨]

債権の仮差押えを受けた仮差押債務者がその後第三債務者との間で当該債権の金額を確認する旨の示談をした場合において、当該債権に対する差押命令及び転付命令を得た仮差押債権者が第三債務者に対して当該示談で確認された金額を超える額の請求をすることができないとした原審の判断には、違法がある（破棄差戻し）。

[事案の概要]

本件は、Xが、Yに対し、Yの過失に起因する交通事故（以下「本件交通事故」という。）についての損害賠償を請求した事案である。

なお、Xは、本件交通事故の被害者ではなく、本件交通事故により死亡した被害者の相続人らに対し債権を有しており、相続人らが相続によって取得した本件交通事故に係る損害賠償請求権を仮に差し押さえたものである（その後、Xは、差押命令及び転付命令を得て、Yに損害賠償を求めた。）。

本事案では、仮差押え後に、Yと相続人らとの間で合意された示談が成立したところ（以下「本件示談」という。）、Xが本件示談で合意された金額を超える額を請求できるかが争点となった。

本事案の時系列等の事実関係は、以下のとおりである（なお、説明の便宜のため、事案の一部を簡略化している箇所があるため、詳細な事実関係は判決本文を参照されたい。）。

1. Xは、平成22年9月、Aが起こした強盗致傷事件の被害に遭い、右急性硬膜下血腫等の傷害を負った。
2. Aの父であるBは、平成26年9月、Yが起こした本件交通事故により死亡した。Bの相続人は、妻であるC並びに子であるA、D及びE（以下「本件相続人ら」という。）であった。
3. Xの申立により、平成27年11月、本件相続人らを債務者、Yを第三債務者とし、上記1.の強盗致傷事件に係る不法行為に基づく損害賠償請求権（X→本件相続人らの債権）を請求債権、本件相続人らが相続により取得した上記2.の本件交通事故に係る不法行為に基づく損害賠償請求権（本件相続人ら→Yの債権）のうち計4822万3907円に満つるまでの部分を仮差押債権とする仮差押命令が発令され、Yに送達された。
4. Yと本件相続人らは、平成28年10月6日、次の内容を含む本件示談に合意した。
(1) Yに、本件交通事故の一切の損害賠償金として合計4063万2940円の支払義務があることを認める。

- (2) Yと本件相続人らとの間に、本件示談で定めるほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。
5. Xは、本件相続人らに対する損害賠償請求を一部認容する旨の仮執行宣言付きの判決を得て、これを債務名義として、本件相続人らを債務者、Yを第三債務者とする債権差押命令及び転付命令の申立てをし、**平成30年3月7日**、これに基づく債権差押命令及び転付命令が発令された（同命令は同月28日確定）。

【争点】

仮差押債権者Xが、第三債務者Yに対し、仮差押え後に成立した本件示談の示談金額を超える額を請求できるか否か（仮差押えの効力が仮差押え後の示談に及ぶか）。

【訴訟の経過】（下線は筆者による）

1 第一審判決（千葉地裁 H30. 9. 13 判決）

【結論】

上記争点に関して、積極。

【理由の要旨】

仮差押えの効力について、「仮差押の第三債務者に対する効力につき、民事保全法は、被仮差押債権の弁済を禁止する（民事保全法50条）一方で、債務者に対する効力を特段定めるものではない。しかし、債権仮差押は、債務者の財産を保全し、将来における債権者の債務者に対する執行を確保する目的を有するものであるから、債権者の利益保護のためには、一切の処分、例えば、取立、放棄、譲渡、相殺等を行うことが禁じられ、その結果として、債務者と第三債務者とは債務の消滅またはその内容の変更を目的とする契約をすることが許されなくなると解される」とした。

そのうえで、仮差押え後の示談について、「示談契約（和解契約）は争いのある紛争を双方の互譲によって締結する契約であり、当事者で合意された損害賠償金の範囲や額が不法行為時に発生した客観的な賠償金の範囲や額を下回る場合であっても、示談契約における債権者は示談契約で確定した金額を超える損害金の請求ができなくなる。したがって、既に発生した損害額が示談によって確定された金額を越える部分については、仮差押により債務者が禁じられる処分に該当すると認めるのが相当であり、示談によって賠償額が確定したことをもって、債権者に対抗することはできないと解される」と判断している。

2 原審判決（東京高裁 H31. 2. 27 判決）

【結論】

上記争点に関して、消極。

【理由の要旨】

「不法行為に基づく損害賠償金の中には、不法行為発生時点において、具体的な損

害賠償額を直ちに確定することができない費目も認められるのであり、その額を確定するために当事者間で示談することは債権の処分にあたらないといえるから、債務者と第三債務者の間で、仮差押え後に不法行為に基づく損害賠償金について示談をしたとの一事をもって、仮差押えによって禁止されている債権の処分をしたと認めるのは相当ではなく、その内容を個別具体的に検討した上で、当該示談契約が債権を処分したものとイえるか判断する必要があるというべきである。」とした。

そのうえで、本件示談の示談金額のうち、Xが債権の処分と主張する①逸失利益、②死亡慰謝料及び③弁護士費用の各費目について、仮差押えによって禁止された債権の処分に該当するかを検討し、①逸失利益及び②死亡慰謝料については、合理的と認められる具体的損害額を確定したに過ぎず、③弁護士費用については、本件相続人らが弁護士に対して訴訟を委任した事実が認められず、そもそも損害として発生が認められないものであるから、本件示談によって確定した示談金額は損害賠償金として社会通念上相当な金額で、仮差押えによって禁止された債権の処分とは認められず、本件示談の示談金額を上回る請求はできない、と判示した。

3 本判決（最高裁 R3. 1. 12 判決、破棄差戻し）

【結論】

上記争点に関して、積極。

【理由の要旨】

上記原審の判断が是認できない理由を次のとおり示した。

- 債権の仮差押えを受けた仮差押債務者は、当該債権の処分を禁止されるから、仮差押債務者がその後に第三債務者との間で当該債権の金額を確認する旨の示談をしても、仮差押債務者及び第三債務者は、仮差押債権者を害する限度において、当該示談をもって仮差押債権者に対抗することができない。
- 本件示談は、仮差押え後になされたもので、本件交通事故の損害賠償請求権の合計額が約4063万円を超えないことを確認する趣旨を含むものであり、仮差押債権は、本件交通事故の損害賠償請求権のうち計約4822万円に満つる部分であるから、本件示談金額が実際の損害賠償請求権の合計額を下回る場合は、Xを害することになり、Yは、その害する限度において、本件示談をもってXに対抗することができない。
- 不法行為に基づく損害賠償請求権であることや、本件示談金額が損害賠償金として社会通念上相当であることなどの事情は、上記判断を左右するものではない。

[解説]

1 はじめに

本判決は、債権仮差押の効力について判断したものであるため、まず、債権仮差押の効力について確認したうえで、原判決と本判決との判断の違いを検討し、本判決の意義を確認したい。なお、本解説中の意見にわたる部分は、筆者の私見である。

2 債権仮差押の効力

債権仮差押えの効力については、以下の民事保全法50条1項に規定されている。

民事保全法

(債権及びその他の財産権に対する仮差押えの執行)

第50条1項 民事執行法第143条（※筆者注：債権執行の開始の規定）に規定する債権に対する仮差押えの執行は、保全執行裁判所が第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する命令を発する方法により行う。

債権仮差押命令は、上記条文のとおり、第三債務者に対し債務者への弁済を禁止する効力を有する。また、条文には規定されていないものの、仮差押命令の実効性を担保する趣旨から、仮差押債務者は、債権の取立、譲渡、放棄、免除、相殺、相殺契約の締結、質権の設定、仮差押債権を担保する担保権の実行、期限の猶予等の仮差押債権者を害する一切の処分が禁止され（処分禁止効）、仮差押後に仮差押債務者がした処分は、仮差押債権者に対して対抗できないとされている。

なお、この処分禁止効は相対的なものであり、仮差押命令の取消し又は仮差押えの執行の取消しがなされると、処分行為は完全に有効なものとなる（相対的効力）¹。

3 原判決の判断

原判決は、不法行為に基づく損害賠償請求権の中には、不法行為発生時点において具体的な損害賠償額を直ちに確定できない費目もあり、当該額を確定するための示談は、確定額が社会通念上相当なものであれば、債権の処分に当たらないとしている。

交通事故などの不法行為事案においては、例えば、傷害の程度が不法行為発生時点には確定せず、ある程度期間を経た後に、傷害の程度や後遺症の有無等が判明して慰謝料を含めた損害額の確定に至る場合などがある。

原判決が上記のような判断をした根拠は判然としないが、不法行為に基づく損害賠償請求権は、不法行為時には金額未確定の債権として発生するものであり、示談はこの未確定の金額を確定させる行為に過ぎないと捉え、民事保全法50条1項で禁止される債権の「放棄」や「免除」といった債権者を害する行為とは質的に異なると解したものとも考えられる。

しかしながら、不法行為による損害賠償請求権は、不法行為時に、弁護士費用等の金

¹ 竹下守夫=藤田耕三編『注解民事保全法（下）』86頁（青林書院、1998）

額確定が困難な費目も含めて一定額ものとして発生し、不法行為時から遅滞に陥るとい
うのが最高裁の立場であり（最判昭37.9.4民集16巻9号1834頁、最判平11.12.20民
集53巻9号2038頁等）、原判決の判断はこの立場と相いれないものといえる。

また、原判決は、示談により確定した金額が社会通念上相当なものであることも、仮
差押債権者を害する処分には当たらないとする根拠としている。

しかしながら、仮差押え及び差押えの本質は、債権（仮）差押命令という裁判の効力
として債務者が債権の処分権限をなく奪・制限されることにあり、その本質に鑑みて、
債権者を害する処分であるか否かは、社会通念上相当な金額であるか否かという実質
的な判断ではなく、債権者に不利益があるか否かを形式的に判断するのが妥当ではないか
と思われる。

4 本判決の判断

本判決は、「債権の仮差押えを受けた仮差押債務者は、当該債権の処分を禁止されるか
ら、仮差押債務者がその後に第三債務者との間で当該債権の金額を確認する旨の示談を
しても、仮差押債務者及び第三債務者は、仮差押債権者を害する限度において、当該
示談をもって仮差押債権者に対抗することができない」と一般論を示したうえで、仮差押
後になされた本件示談における金額が実際の損害賠償請求権の合計額を下回る場合は、
仮差押債権者Xを害する処分であると判断している。

第1審判決でも述べられているとおり、示談契約（和解契約）は争いのある紛争を双
方の互譲によって締結する契約であり、当事者で合意された損害賠償金の金額が不法行
為時に発生した客観的な賠償金額を下回る場合であっても、示談契約における債権者は
示談契約で確定した金額を超える損害金の請求ができなくなるのが通常である（示談契
約書に、確定した金額を記載したうえで、「本件示談で定めるほか何らの債権債務のない
ことを相互に確認する」などの文言を記載するのが通常と考えられる。）。つまり、実
際の客観的な損害賠償額のうち、示談により確定した金額を超える部分については、示
談によってその金額の請求を放棄又は免除したものと同様の利益状況となる。

本判決は、原判決とは異なり、示談を単に金額を確定させる行為ではなく、放棄や免
除と同様の、仮差押債権者を害する「処分」と捉えたものと解される。

また、本判決では、「（金額未確定の費目があり得る）不法行為に基づく損害賠償請求
権であることや、本件示談金額が損害賠償金として社会通念上相当であることなどの事
情は、上記判断を左右するものではない」としており、債権者を害する処分であるかを
判断するにあたっては、債権者に不利益になるか否かを形式的に判断することを示して
いるものと考えられる。

以上のとおり、本判決は、不法行為の損害賠償金について示談を締結した場合、示談
により確定した金額が実際の客観的な損害賠償額を下回るときは、仮差押債権者にとっ
て不利益であるため、仮差押債権者を害する処分に該当すると判断しており、債権仮差
押えの処分禁止効についての素直な解釈といえ、実務上異論は少ないものと思われる。

なお、Xの取得した損害賠償請求権の金額等の審理を尽くさせるために、本件は原審
に差戻しとなっている。

5 本判決の意義

仮差押債権者を害する処分であるかを判断するに当たっては、本判決は、損害賠償請求権の金額が未確定であるという事情や、示談額が社会通念上相当であるという事情などの実質的な事情は考慮せず、仮差押債権者に不利益であるか否かを形式的に判断することを示したものと見える。

本判決は、債権仮差押えの効力の解釈について、従来からの考えた方に沿った判断ともいえ、実務上異論が少ないものではないかと思われる。

本判決については、債権回収の場面等で債権仮差押を利用する際に参考になるものと思われるので、紹介した次第である。

以 上